

◎新潟県告示第618号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の免税軽油使用者証は亡失した旨の届出があったので無効とする

平成30年5月29日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

業種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付地域振興局	紛失年月日
セメント製品製造業	芝振税 第0200035号	平成27年6月17日 ～ 平成30年6月16日	阿賀野市保田1280番地7 山崎パイル株式会社	新発田 地域振興局	平成30年 4月18日